

第十三回
会

参議院通商産業委員会會議録第四十三号

昭和二十七年六月五日(木曜日)午後二時十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 小林 英三君
結城 安次君
栗山 良夫君

委員

重宗 雄三君
山本 米治君
加藤 正人君
清澤 俊英君
境野 清雄君
西田 隆男君

政府委員

通商産業
政務次官 本間 俊一君
通商産業省通
商機械局長 佐枝 新一君
事務局側
常任委員 山本友太郎君
会専門員
常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の会議に付した事件

○公聴会開会に関する件

○航空機製造法案(内閣送付)

○委員長(竹中七郎君) それでは只今より通商産業委員会を開きます。公報に載せました航空機製造法案を審議いたします。先般私初め清澤さん、島さんが行きました現地視察いたしました臨時石炭鉄鋼復旧法案に関する公聴

会開催の件でございますが、現地その他におきまして被害者並びに鉱業権者、地方自治体その他につきましてもかゝる問題が複雑しておりますものでございします。公聴会を開きたい、かように考えますが、この公聴会の場合におきまして、この公聴会、選その他は委員長にお任せ下さいまして開くことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり
○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。さよう取計らいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に議題に返ります。航空機製造法案を議題といたします。御質疑を賜わりたいと思ひます。

○小林英三君 先ず第二條の、「航空機」とは、航空法第二條第一項の航空機をいう、これを一つ御説明を願ひたい。

○政府委員(佐枝新一君) お答えを申し上げます。航空法第二條第一項に、まだ航空法案でございしますが、この法案の第二條第一項に規定しておりますところを申し上げます。「この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができ、飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができ、機器をいう。」

○小林英三君 それから事業の届出の問題の第三條ですが、これによりますと、航空機又は航空機用機器の製造又は修理の事業を行おうとする者は、

当該製造又は修理を行う工場に、左に掲げる事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならぬ。この書に添付するものは、私は航空機又は航空機用機器の製造に従事する工場というものは、これは戦前におきましては勿論でありますし、又アメリカ等におきましては相当の下請工場を持つておられるのであります。我が国におきましては、戦前におきましてはやはり航空機工場は相当の下請を持つておりました。その下請のなかにはかなり零細な下請工場がたくさんあつた。私も承知いたしております。例へば航空機に使用しますピンのときは、これは本間に零細なろくろ式でやるような、家庭工業でやつておられるような下請もあつたのであります。併しこれから

のちの飛行機というものは非常に精度が進んで、戦前におきまして優秀機は、今日では劣等機になつておられるような時代であります。相当精密な、精度の高いものに違ひないのであります。この下請工場というのに対して全然屈出その他はないのであります。製造業者のみがこういう手続をとればよろしいのでございします。その点をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(佐枝新一君) この第三條に掲げております航空機又は航空機用機器といふのは、第二條の第二項の「航空機用機器」、これを承けておられます。第二項に明示しておりますのは航空機用原動機、航空機用プロペラ、それから第三号で「政令で定めるもの」となつておりますが、これにつきましては我々の只今考えておりますのは降着装置、回転翼即ちローター、それから無線機器でございます。現在国産ができるものとして考えております短波、超短波の無線電話装置、方向探知機、ローター受信機、或いはレーダー、こういったものを承けております。

○小林英三君 次に伺ひたいと思ひますが、戦後我が国の産業といふものは、現在におきましては生産指数等が相当各方面の産業に亘つて復活して来ておられることは承知いたしておりますが、併しながら航空機の製造工場といふものは、我々が知る範囲におきましては殆んど全面的に潰滅しておる、こういう状態になつておると思ひます。どういふ状況になつておると思ひます。ありますが、そこで日本の航空機の製造会社といふ問題につきましては相当長年月に亘つて空白の時代があつた。考えられるのであります。そこで本法案が通過いたしました実施されました際におきまして、我が国の現在の代表的な航空機会社といふようなものが通産省で考えておられるものは現在どういう程度になつておられるのでしょうか、それを伺ひたいのであります。

○政府委員(佐枝新一君) お話の通り戦争中航空機を作つておりました主な会社は、終戦後ついでこの三月八日に向うの承認があるまで絶対航空機といふようなものは作つてはいかんと禁止されておりました。全くの空白期間が七年間続いたわけでありまして、終戦後

社の分離もございしますし、それから他の用途に転換した工場もございしますし、又休業した工場もございしますし、又一部は接収されておる工場もございします。今後これらの航空機工業があらゆる條件に恵まれたとしまして、本格的な航空機を作るといふことには相当の期間を要するのではないかとと思ひます。ただ軽飛行機であるとか練習機であるとか、ヘリコプター、こゝろいよもの生産、これは案外早いと思ひます。又修理或いは部品の製造という面では割合に早く動きがはまつて来るのではないかと考へております。

○小林英三君 いや、代表的な会社は現在どういふふうになつておるかというところを一つ御説明願ひます。

○政府委員(佐枝新一君) どうもお答えが的外れに申訳ありませんが、それは少し細かくなりますが、戦争中製造をしておりました代表的な工場のうち、例へば三菱重工業、これは三社に分離いたしました。航空機生産能力の主体は大体現在の三菱重工業にありまして、その工場は一部休業されたものもございしますが、大部分は転換工場として活動いたしております。三菱重工業は現在資本金は十億円であります。その主な工場の現状を概略申し上げますと、神戸の工場、これは船舶、ボイラー、鉄骨等でございます。名古屋では自動車車体、スクーター、織機機械、こういったものを作つております。京都ではエンジン、工

具、こういうものを作つております。大体旧三菱重工の製作所であり、ものは名古屋及び京都の製作所であり、通じまして約二万四千名、月生産額は十八億乃至二十億程度であります。会社としては終戦まで大体我が国の総生産高に對しまして機体で三四％、發動機で四四％を占めておりました実績がございますので、今後航空機生産を再開いたしますとすれば名古屋製作所を主体として着手しよう、

それから中島飛行機でございますが、これも終戦までは三菱重工に次ぐ航空機生産の主要な会社でございます。現在、整理会社として富士産業というものがございまして、中島飛行機傘下の富士自動車工業、富士精密工業、富士工業が分離いたしました。自動車、スクーター、内燃機関、ミシン、車両の修理等を行なつております。戦争中は三菱に次ぎまして全国の生産の三割程度を占めておりました。今後の再開につきましては小泉工場、荻窪工場、大宮工場等を中心にして再開したいという意図を持つておるやうに伺つております。

次は川西航空機でございますが、川西航空機は戦後新明和興業、明和自動車工業等四社に分離いたしておりますが、主体は新明和興業でございます。新明和興業の工場は甲南、鳴尾、福知山、布施等にございまして、甲南は特需関係、鳴尾はモーター、福知山は内燃機関、布施は機械部品、加工、内燃機関等をやつております。極く最近これは新聞社の発注に應じたわけでございますが、米国のセスナー軽飛行機の

組立てを新明和興業がやつております。それから次は川崎航空機でございますが、戦後川崎機械と川崎航空機製作所に分離いたしました。川崎機械のほうには明石、神戸、高槻、播磨、これらに工場を持つております。明石は救助器、消火器、タイプライター、神戸工場は鋸山機械その他の板金工業、高槻は化学繊維機械、小型發動機、こういったものでございます。

一方川崎岐阜製作所、このほうでは自動車車体を製造いたしております。今後の航空機生産に當りましては両会社が協力いたしまして、主として川崎機械は發動機及び部品を生産し、岐阜では機体を生産するといふような計画を持つておるやうに聞いております。なおこれも極く最近のことでございますが、旧川崎航空機の関係ではヘリコプターの生産について米國で非常な優秀なヘリコプターを作つておられますが、ルカ社と四七D型の提携につきまして話が具体化しまして、取りあへず川崎機械で一部の部品の注文を受けて作るという段階になつております。大体その他昭和飛行機とか愛知航空機等がございまして、三菱、中島、川西、川崎といった終戦までの主な航空機製造会社の現状は以上の通りであります。

○小林英三君 大体大きな航空機の製造業者の動きはわかりましたが、私は航空機の我が國における生産という問題につきましては、これはやはり憲法第九條の問題もございまして、又日本の経済力が軌道に乗ることと相俟つて日本の再軍備ということが行われるのでありまして、本法案による航空機の生産という問題は、多分只今の

ところにおきましてはアメリカの委嘱によつて日本で作ると、こういう心構えで本法案を出されたんじゃないかと想像するのですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(本間俊一君) お答えを申し上げますが、御承知のようによつて八月に兵器、航空機の生産が許されることに相成りましたから何と申しますかやはり飛行機に對しまする國民の氣持と申しますか、やはり相当強烈なものがあるやうに思ひまして、先ほど機械局長から申上げたんでございまして、ヘリコプターの製作をアメリカのほうと提携をいたしまして始めたいといふやうな計画もあるやうにございまして、それから現に先ほど説明の中にもあつたやうであります。軽飛行機の製造許可の申請が参つております。それからこのアメリカの航空機の修繕と申しますか、そういう話なども只今具体的に進んでおるやうにございまして、とりあへず会社によりましてはそれらの修繕を引受けしております。その間に優秀な飛行機を借りまして、それについていろいろ研究を進めて参りたいと、こういうやうな計画を持つておることもございまして、その辺のところは勿論御指摘にもありますやうに、七年の間も空白になつておりましたので技術の面においても非常な遅れが出ておるわけでありまして、今すぐ單獨で始めるといふやうな計画は勿論これはないわけにございまして、ただ始めます形がアメリカの委嘱を受けまして始めるやうなことになるか、或いは提携をいたしまして始めるやうなことになるか、その辺はまだはつきりはいた

しません、大体はそういうやうな形をとつて行くんじゃないかといふふうに考へます。

○小林英三君 そういたしますと、大体この航空機を製造する会社といたしましては、当分の間は日本の民間に使う飛行機の生産をしながら順次この技術の向上を図つて行くといふやうな意味に解釈してよろしゅうございませうか。

○政府委員(本間俊一君) 大体お話をしたやうな方向にならうかと思ひますが、実は二、三日前に例の英國の某社が参りまして、何と申しますか、まだ日本では工場はどの方法でやるか、飛行機工業はきまつておりませんが、飛行機工業について調査をしたいといふやうなことで、その下心と申しますか考へは、できるなら日本で豫州でありますとかインドでありますとか、そういうやうな面で使います飛行機の組立から入りたいといふやうな考へを持つておることもあるやうにございまして、御承知のやうにこの民間航空事業会社で使う飛行機は数も少いわけにございまして、これを今すぐやるというやうなことは實際考へられないのじやないか、そうしますれば日本の航空機工業が始まるというわけです、御指摘のやうに修理を先ず引受けるとか或いはそういう会社と提携をいたしまして、日本の近所の國で使います飛行機の需要に應じますとかいふ形に始まるのじやないかと、こういうふうに考へております。

○小林英三君 私は最近よく新聞、雑誌なんかに出ておられますアメリカの軍備拡張という問題が、只今軍需生産ですか、これが相当足踏みをしているといふ、この足踏みをしている一つの原因としては、朝鮮戦線においてアメリカの飛行機が相当ソ連の飛行機にやられておる、こういう苦い経験に基いて現在アメリカが大軍需生産に對するこのまゝの状態の設計の飛行機を作つたのでは莫大な飛行機ができて見たところでないかといふので、設計をもつと性能の高いものにしてやるのが一つと、もう一つは工作機械その他のもつと精度の高いものをハイ・マスプロでやつて行くために必要である。もう一つは職工の今までのやうな技術の程度でなしに、もつと優秀な飛行機を作るには工員の技術がそこまで行つていない、それがために多少足踏みをしているのじやないかといふやうなことを聞き及んだのであります。只今政務次官のおつしやつた主民間の飛行機の製造といふものは微々としたものである。いずれにいたしましてもアメリカ或いはイギリス等の修繕或いは将来は委託によつて又これを作るというやうなことになるやうに考へられるのであります。そういう精度の高いものを修繕するにいたしまして、或いは新らしく作るにいたしまして、只今機械局長の御説明になりましたやうな、我が國における飛行機の大メーカー、これがそういう精度の高いものを作るやうな段階になるには相当の年限を要すると私は考へるものですが、そういう方面に對する見通し等がございせんか。

○政府委員(本間俊一君) お話のやうな形で航空機工業がだん／＼芽生えて来るのじやないかと思ひますが、先ほど申上げた戦前に日本の飛行機の生産をやつておりました大きな会社

いうと、アメリカのほうからやはり何十人か技術者を先ずよこしまして、そしてそこで部品或いは資材なども最初はできないわけでございますから、持つて来ておきまして、そうして技術的な指導をしながら、日本の技術者も一つ教育して行きたい、そうしてだんだん覚えるに従つて人を減らして行くというような、こういうような話も実はあるようでございますので、まあ実際どういう形に話合いが決まりますか、まだ明確にお答えはできませんけれども、只今申上げたような話なども具体的にやつておるように私どもは聞いておるわけでございます。

○政府委員(本岡俊一君) お答え申上げたいと思いますが、これはもう御指摘の通りであります、日本の航空機工業が発達をいたしますためには相当力を入れまして助成なり、保護を加えなければならぬということは、これは何人も異論のないところであらうと思ひます。そこで私どもこの法案の立案に当りまして、実はその点も十分に研究いたしましたわけでございますが、何分にもこの所管が明確にきまつておりませんしいたします関係上、現に申請の参つております書類などの処理もできないような關係になつておりますし、又今後の日本の航空機工業に對し

○小林英三君　まあ今のような精度の高いものを作りますには、無論検査ということが非常に重要な問題だろうと思つてございます。ただ私がこの本法案が、法案の題目は航空機製造法案というような工合に銘が打つてあるのであります、併し内容をちよつと詳しく私まだ読んでおりませんけれども、内容をちよつと拜見いたしますという、殆んどこの検査ということを中心とした法案であつて、航空機製造業者の今のような工合に、もう非常に元へ還るのは容易じやない、これを再建することは容易じやないという状態の下におきまして、再建の中心とも言わなくちやならんやうな、つまりこれ

まして非常な意欲を持つておられまするメーカーのかたへも、どこでどういふ話をしたらいいのかというやうなことで、実は非常な内々いろいろ御相談には参るわけなんでございます、それらの御相談にもはつきりしたお答えもできないというやうな状況になつておりましたので、取りあへず制度の上におきましては確立をしなければならんわけにございしますが、大蔵省のほうとも実は話もいたしてみたのでございしますが、御承知のようにまだ具体的に何と申しますか、この生産が始つておらない関係もございしますの

で、なか／＼この予算の上の話も実はつかぬかつたわけにございます。従つ

合にいたしても、御承知のようにこの産業合理化の線で輸入機械に對しまして免稅の措置なども取つておるのでありますから、そういう措置をこれは直ちに活用ができるわけでございます、運用ができるわけでございますから、そういう面或いは融資の面をやつて、そういうもう少し事態を見て一つ具体的に考へようじやないか、こういう關係でその後の話が付かなかつたものでございますから、取りあえず制度だけは確立をいたしまして、助成保護の措置は第二段の問題として行こう、こういうふうに考へまして御指摘のようにこの法案には助成保護の面

が抜けておるわけでございます。

○小林英三君 大体今の政務次官のお話でこの見通しがつきましたけれど、併し私は今政務次官がつまり製造の担当者であるところの通産省として、将来どうしてもこういう問題については助成をして行かなくちやならん、こういう御意思のあるところは了承したのでありますが、それは他日しかく助成に対する別途の措置をしやう、こういう御趣旨だけはあるのでございましょうか。

○政府委員(本間健一君) そのように考えております次第でございます。

○小林英三君 それからこの航空機製造法案と、それから例の只今運輸委員

も、通産省と運輸省との両者の所管が非常に複雑でありまして、その間非常に入り乱れているように拜見いたしております。例えば生産技術の検査はこの法案によつて通産大臣の所管とする、それから航空機の安全性に対する検査というものは運輸大臣の所管にする、こういうようなことになつておるように思うのでありますが、何故にこういう問題についてこういう複雑にせなぐちやならぬのであろうか、私どもが考えましても一貫的に一つの省でおやりになるべきものであろうと思うにかかわらず、二つの省に跨つてやつておるといふことは非常に私どもは変に

思うのでありますが、この間に何か別にいきさつがあつてこういうことにならざるを得なかつたのか、或いはどういふ必要があつてこういうふうになされたか、或いは運輸省でやり、或いは生産に對する検査は通産省でやるというような工合になつたのか、その辺の事情を一つ伺いたい。

○政府委員(本間俊一君) 御承知のように航空機の所管につきましては両省の間に主張がございます、運輸省のほうは運輸を司つておるのだから、生産まで運輸生産を一つの役所でやりたい、こういう主張をいたしておつたわけでございます。それに対して通産省のほうは御承知のようにこの運輸

機械工業及び素材工業を所管いたして
おります。通産省であることが便利
だ、どうしてもそうでないやはり
日本の飛行機工業というものの発達
遅れる、こういう見地から生産は通
産省で担当をすべきだというよう
な主張をいたしまして、両省の間に
議論のやり取りがあつたわけでござ
います。なか／＼この事務當局のほう
と話し合ひが付かなかつたものでござ
いますので、閣議のほうで御承知のよ
うに三大臣に一任をいたしまして、そ
こで裁定案というふうなものを作ると
いうことになつたわけでございまし
て、その結果裁定案ができました、そ

の裁定案に従ひまして航空法と航空機製造法案と、こう二つの法案が提出をせられておるわけでございますが、その間の細かな事情につきましては私も余り細かくは承知をいたさないのでございますが、この裁定案を見ましても従来この陸海軍が対立をいたしておりました当時なども、製造いたしておりましたほうは両省の検査官がおりまして、ま／＼な監督を受けるというようになことで、非常に混乱もあつたように聞いておるわけでございます。従つて閣議の裁定をきめます場合には、それらの製造事業者の希望となり、或いは従来いろいろないきさつなども十分に検討をせられまして、できるだけこの製造者には二重監督の

○小林英三君 それからもう一つ最後に承りたいと思いますことは、別表にその検査の手教料を納めることにしてありますが、これは私は先ほど一番最初に申し上げたように、航空機

密な精度の高い航空機ができるように
しなくちゃならないところに持つて来
て、検査料を取るといふことは、煩わ
しいということよりも別に成るだけ検
査を逃れるようなことはいやでもおう

ことになりましたれば、御承知だろうと思ひますが、素材の検査にいたしましたも、その他の検査にいたしましたでも、でき上つてからミスがあつたのじや工合が悪い、その製造工場自身でい

○清澤俊英君　そうしますと、ちよつと関連してあとのほうに出て来ると思いますが、罰則條項に随分厳しい体刑等があります。これらがいずれ、ちよつとこれを見ますと、検査の方法だど

ておるということになれば、それで大
体わかる、こういふふうにまあ考へて
おるわけでございます。

○清澤俊英君　そこで実際の取扱につ
きまして、「当該業務に対し相当の注意

及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人について、この限りでない、こうなつております。このぐらゐのことは、事故でもしばしばあることですが、できるのじやないか。同一人格のものが両方これをやつて行くことになりまして、い

ば、而もそれが人が違ひまして同一会社内に、そういう今お聞きすると、いろいろ段階で数十人の委嘱する検査官がいると、こういうことのために、その間でのあとの話合ひでも何でも注意並びに監督は完全に盡された、それでそういう間違つた……或いは人間の測定です、そういうようなことになり

ますれば、この罰則は殆んど用をなさない、こう考へますが。○政府委員(本間俊一君) この御指摘のありましたように、飛行機が事故を起します場合には、いろいろ原因があるわけですが、機体そのものに原因がある場合もござい

ますし、或いはそういう一種の間違によりまして事故が起ることがあろうかと思ひますが、その飛行機につきまして製造の過程について確認証が出るわけ

でございまして、その確認の仕方が若し間違つておりました、それが原因で事故が起つたという場合には、これは当然確認をいたしました人及び通産大臣が責任を取つて頂くことにならうかと思ひますが、事故が起ります場合のいろいろ原因によりまして、この罰則が適用になるといふことにならうかと思ひますが、私も大体そういうふうな考へましてこの罰則を設けておるわけでございます。

○清澤俊英君 そすると罰則は何か事故が起きて、そこにそういう問題が起きた場合に初めてそれを適用して調査にかかると、こういうことになり

ます。○政府委員(本間俊一君) その事故が起りました場合に、機体そのものに原因があるかどうかというふうな問題にならうかと存じますが、その場合には罰則を適用することになるかと思ひ

ます。併し実際上は非常に資本のかかります大きな設備をしなければならいから、そういうところでなければ飛行機の製造なんかはできないわけ

でございますけれども、飛行機の安全性を貴びます特別の性格に鑑みまして、こういうふうな罰則を設けたわけ

でございますので、その規定に対する違反行為に對しては、一般の例に倣つてでき上つておるわけでございますが、事故が起りました場合に、その機体そのものに或いは機体そのものに原因があつたというふうな場合には、やはり何と申しますか、どういふ製造で確認をしたかというところが問題にならうかと考へております。

○清澤俊英君 その今の処分ですが、第十九條の「この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服」云々、こうなつておりますが、この処分は、この罰則條項の刑罰、体罰等までの罰則を通商大臣がやることになるのですか、どうですか。

○政府委員(佐枝新一君) この処分といふのは、例へば第六條でござい

ますが、製造設備の検査をやりまして、これに合格した後でなければ、こういう

おりましたが、その検査について仮に不合格であつた、その場合に自分の工場の設備なり製造方法は誠に立派なものである、こういう不服の申立をする、

○政府委員(佐枝新一君) さういふこと、そういう関係になつてお

ります。○清澤俊英君 その罰則の体罰等や罰金はやはり裁判を受けるのですか。

○政府委員(佐枝新一君) さういふこと、○清澤俊英君 それからいま一つでや

めまます、この中に、これはど嚴重な検査をすることになつていますが、輸入品については無検査、全部無検査で扱つてい

ような輸入品についてはこの限りでない、こうなつて出てお

りますが、輸入品と申しまして、いろいろ外国だから全部いいということはないと思

ひますが、輸入品と申しまして、いろいろ外国だから全部いいということはないと思ひますが、輸入品と申しまして、いろいろ外国だから全部いい

○政府委員(本間俊一君) これは実は航空法で運航のほうの所管に属するものでござい

ますから、運輸省の実は所管になるわけ

でございますが、輸入いたしました飛行機の検査の問題は、航空証明を出す場合に定めるとい

うことにならうかと思ひますが、従つて運輸省の所管なんです

が、私どもの承知いたしてお

ります。○清澤俊英君 それがおかしいです。出来上つて一つのものになるの

ですが、入つて参ります輸入された機器は第二條第二項に、このほかに

も政令で定めるものとたくさんあります。それが全部無検査でやるとい

うことはおかしいと思ひますが、いざこれでは又のちほどお聞きしたいと思

ひます。○政府委員(佐枝新一君) なお只今の点は、十三條の航空機用機器に

関連しますから、そういうふうになります。今度航空機の場合には第六條であ

らうかと思ひますが、将来日本で使います航空機がどれだけの需要があ

りますか、これは実際に航空機がどれだけの需要があるか、私ども只今

今後どのぐらゐの間にどれだけの需要があつて、その需要に應じてど

れだけの飛行機を造るかという計画はまだ立ててお

らないわけでありまして、○結城安次君 いや私のお伺ひしたいのは、つまり

外国なんです、今日日本でこしらへる飛行機を買つてくれるとは

思ひませんが、それから国内で使うとすれば幾つもの要らない、結局は再軍備に

伴う兵器、いわゆる兵器としての飛行機の製造になつたときに初めて日本の

航空機製造というものの確立ができる
んではないかと思ひますが、今役所は
頻りに人員整理とか機構の簡素化をや
つてゐるのに、年に幾つ作るかわか
らない、将来になつても兵器としてで
なければ大した成果はなからうとい
うのに、こういう膨大な規則と、それ
から機構改革を見ますと、兵器、自動
車、原動機、自転車と並べて航空機と
いうものがある、こういうことはよ
ど何か通産省所管の下にたぐさんの機
構ができるような見込みがあるのでは
ないかと思つて伺つてゐるわけす。

○政府委員(本間俊一君) それはお説
の通りかと思ひます。日本の飛行機工
業の何と申しますか、非常に大事な需
要は只今御指摘のような場合であらう
かと思ひますが、現に軽飛行機を造り
たいというような申請もあつており
ます。先ほども申し上げましたように、
外国の某社と提携をいたしましてヘリ
コプターの製造をしたと、これも勿
論日本では使用されるであらうと
考へておられますようではないのでござ
います。まして、濠洲でありますとか、
ニュージランドでありますとか、イ
ンドでありますとか、そういうところへ
出す品物を日本で作らうかというよう
な話もあるようでございます。それ
から先ほども申し上げましたように、や
はり軽飛行機と申しましたも、日本の
需要は現在に非常に小さいわけござ
いますから、やはり日本以外の需要を
勘案いたしまして、そうして始めよう
かというような計画もあるようござ
いますので、取りあへず制度をきめ
ておきまして、今までは所管がきまら
んものでございまして、非常に業者
のほうでも迷惑しておつたようござ

いますので、所管を明確にいたしまし
て、制度は確立いたしておきまして、
飛行機工業の発達の場合に應じて
又考へるというわけで、すぐにそのほ
うの關係の人を相当殖やすというよう
なふうには私どもは考へておらないの
でございます。

○清澤俊英君 今の飛行機と書いてあ
りますね、さつきちよつと御説明があ
つたかと思ひますが、航空法の第二條
第一項の航空機とは大体どんなものを
指すのですか。

○政府委員(佐枝新一君) 先ほど小林
委員の御質問にお答えいたしました
が、航空法案の第二條に掲げておりま
すのは、この法律において航空機とは
人が乗つて航空の用に供することがで
きる飛行機、回転翼飛行機、これはヘ
リコプターでございます、滑空機、つ
まりグライダー及び飛行船等、こうい
うふうになつております。

○清澤俊英君 そうしますとアメリカ
の仮に軍用機などがいたんだ場合の修
理は引受けられることになりませんか。
○政府委員(佐枝新一君) 駐留軍關係
の修理等は勿論やつて差支えないと思
ひます。

○清澤俊英君 飛行機全体のまあ形の
整つたものであれば作れないが、部
分品である限りにおいては、航空機用
の機器は差支えない、こういう解釈
で、向うの修理は修理である限りでは
よい、こういうことになりませんか。軍
用機の部分品の修理ができる、こうい
う解釈になりますか。

○政府委員(本間俊一君) お答え申上
げます。日本で三月の八日からは飛行
機を作りまして、それから修理は行
たしまして、それは一向に差支えない
、こういう法制上の建前になつてお

るわけでありまして、従ひましてアメ
リカの軍用機の修理のようなことを引受
けまして、これは一向差支えないわ
けであります。そういうふうな我々は
了解しております。

〔理事東山良夫君退席、理事小林
英三君委員長席に着く〕

○東山良夫君 私はこの法案に直接関
係のあることでありませんけれども、
一応次回で結構ですからそれまでに取
調をしまして頂きたいことがあるので
す。それは法律的なことでありま
す。我が国がボツダム宣言を受諾しま
して、それに基づくところの国内体制の
民主的な切替を現に行なつて来たこ
とは御承知の通りであります。その場合
にボツダム宣言が講和條約の発効によ
りまして解除せられておるわけであり
ますが、併しその場合にボツダム宣言の
受諾に伴つて一番大きな国内の変革を
やりましたのは憲法の改正であらうと
私は思ふわけでありまして、その場合に、
憲法におきましては第九條において戦
力を保持しないということが明記され
ておる、これは變つておりません。而も
戦力というものは私の知る限りにおい
ては、国会における審議の際において
は、兵器及び兵器の製造というものは
すべてが戦力という解釈の下に論議さ
れたと私は記憶しておるわけでありま
す。従つてそういう場合に、一つ
つこういうようなものを、これは将来
軍用機を作ることと前提としての話で
すが、そういうことが果して憲法上何
ら差支えないのであるか、その点を一
つ研究をして頂きたいと思ひます。特
にこの提出されました資料の六十七頁
にありますが、兵器航空機等ノ生産制
限ニ關スル件、この第一條には兵

器、航空機、戦闘用戦艇、彈藥、これ
らに關する物資の生産に使用するため
特に考案し又は生産せらるる部分品並
に原料及び材料、こういうことになつて
おります。従つてそういうものを作る
ことは戦力保持という建前から言つて
憲法違反になりはしないかという点
を、これはこの法律案に關係ありませ
んけれども、いささかの疑惑もどめ
ないのか、或いは若干あるのか、その
点を一つ明白にして頂きたい。これは
いわゆる予備隊に關する再軍備論が国
会で行なれたときでも、こういう
ものではたゞ飛行機があるということだ
けでは戦力にはならないんだ、大砲を
持つておるとのことだけでは戦力に
ならないんだ、そういう説明が政府か
ら行なれたけれども、當時まだ恐
らく国会においてそれを全議員が釈然
としておるわけではなかったのでありま
す。ましてやそれを製造することにな
りますと、いろいろ問題が起るとい
う点であります。

それからこの法律案は航空機製造法
案、こういうことになつております
が、それが軍用機まで及ぼされるかど
うか、そういう点が、私実はまだ余り
よく読んでおりませんけれども、ただ
通讀した限りにおいては明白になつて
いない、従つて軍用機というものがこ
の中に対象になつて入つておるのかど
うか、この点も併せて明白にして頂
きたいと思ひます。それで今本間次官が
三月の八日のメモによつて解除された
と言われますけれども、それは成る
ほど国内手続において解除せられてお
りますが、その解除が果して憲法に照
らして妥當であつたかかつたかとい
うことは、これは別問題であると私は

思ふのですが、従つてそういう点を併
せて明白にして頂きたい。首相もお忙
がしいようですから、いきなり首相の
出席を求めるのでなくて、私は一応通
産當局からそういう点を調べて説明を
して頂きたい、そうして若しそれで
理解がつかなければ、これは首相の出
席を求めて置きたい、こう考へ
ます。非常に重要な問題であらうと思
ひますから、その点を一つさうに取
計らつて頂きたいと思ひます。

○政府委員(本間俊一君) 早速その点
検討いたしましたとお答え申上げた
と思ひます。先ほどのお話の中で、こ
の法案が軍用機を対象にしているかど
うかという点がありましたが、その点
だけ只今ちよつとお答えいたしておき
たいと思ひます。この法案の対象にな
ります航空機は民間工場である飛行
機、こういう考へ方をいたしておきま
すので、なおその場合に御主張のよ
うな点がどういふ關係になりますか。
なおよく憲法の問題等検討いたしまし
て、お答えなり御説明なり申上げるこ
とにいたしたいと思ひます。

○東山良夫君 民間工場である飛行
機というのは、これははいまいなん
で、アメリカの軍用機は全部民間工場
で造られておるのだから、それでは困
るので、餉くまでも機種を対象にして
頂きたい。

○政府委員(本間俊一君) 只今御要
望がありました点を調査いたしまして御
答弁なり御説明いたすことにいたしま
す。

○理事(小林英三君) ほかに御質問ござ
いしませんか。それでは次回に譲りまし
て本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十四分散会

六月四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(案)

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案

(目的)

第一條 この法律は、中小企業の占める重要性が極めて高い工業部門について、製品の需給が著しく均衡を失した場合において、適切な需給調整措置を講ずることができるようにし、もつて中小企業の安定を確保し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「指定業種」とは、工業部門に属する業種であつて、当該業種に属する事業を営む者の総数の概ね三分の二以上が中小企業者であり、且つ、当該業種に係る製品(加工品を含む。以下同じ)の過去一年間の総生産数量の概ね二分の一以上が中小企業者によつて生産されている業種のうち、別表に掲げるものをいう。

2 前項の業種の定は、当該業種について、その製品の需給が著しく均衡を失し、そのために当該業種に係る産業及びその関連産業の存立に重大な影響を及ぼす虞がある場合において、行われるものとする。

3 この法律で「中小企業者」とは、常時使用する従業員の数が三百人以下の事業者をいう。

(調整組合)

第三條 指定業種に属する事業を営む者は、その共同の利益を増進するため、調整組合を組織することができる。

(法人格)

第四條 調整組合は、法人とする。

(原則)

第五條 調整組合は、左の要件を備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。

二 組合員が任意に加入し又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(名称)

第六條 調整組合は、その名称中に調整組合という文字を用いなければならない。

2 調整組合でない者は、その名称中に調整組合という文字を用いてはならない。

(地区の重複禁止)

第七條 調整組合の地区は、相互に重複するものがあつてはならない。但し、業種を異にするものは、この限りでない。

(組合員の資格)

第八條 調整組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において指定業種に属する事業を営む者とする。

(組合の構成要件)

第九條 調整組合は、その組合員の総数がその地区内において定款で定める組合員たる資格に係る業種に属する事業を営む者の総数の二分の一以上であり、且つ、その総組合員の三分の二以上が中小企業者であるものでなければ、これを設立することができない。

第十條 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(定款)

第十一條 調整組合の定款には、少くとも左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及び脱退に関する規定

七 組合員の権利義務に関する規定

八 事業の執行に関する規定

九 役員に関する規定

十 会議に関する規定

十一 会計に関する規定

十二 公告の方法

2 調整組合の定款には、前項の事項の外、調整組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。

(定款の変更)

第十二條 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併)

第十三條 調整組合の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第十四條 通商産業大臣は、調整組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その調整組合の解散を命ずることができる。

一 第五條各号に適合するものでなくなつたとき。

二 第九條の構成要件を欠くに至つたとき。

三 定款に定める事業以外の事業を行つたとき。

2 通商産業大臣が調整組合の解散を命じた場合における第二十六條において準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第八十八條の規定による解散の登記は、通商産業大臣の囑託によつてする。

(事業)

第十五條 調整組合は、左に掲げる事業を行うことができる。

一 組合員が生産(製造又は加工をいう)をする指定業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限

二 前号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業

(調整規程の認可)

第十六條 調整組合は、前條第一号に掲げる事業を行うときは、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をいう。以下同じ)を定めて通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可の

申請があつた場合において、当該調整規程の内容及び左の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一 当該業種に係る産業における危機を打開するための必要且つ最小限度の範囲をこえること。

二 不当に差別的であること。

(調整規程の変更命令及び認可の取消)

第十七條 通商産業大臣は、前條第一項の認可をした後において、当該調整規程の内容及び同條第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該調整組合に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前條第一項の認可をした後において、当該調整組合が前項の命令に従わないとき、又は当該業種につき当該調整組合の需給調整措置を必要としな

い事態に至つたと認めるときは、同條同項の認可を取り消すことができる。

(調整規程の廃止の届出)

第十八條 調整組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(過怠金)

第十九條 調整組合は、定款の定めるところにより、第十六條第一項の認可を受けた調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができ

(検査員)

第二十條 調整組合は、定款の定めるところにより、調整規程の実

施を検査するために、検査員を置くことができる。

2 検査員は、前項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(調整規程の設定等に関する決議)
第二十一條 調整規程の設定、変更又は廃止は、総会の決議によらなければならない。

2 前項の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

(調整組合連合会)

第二十二條 同一の業種に係る調整組合は、調整組合連合会(以下「連合会」という。)を組織することができる。

(連合会の会員の議決権及び選挙権)

第二十三條 連合会の会員の議決権及び選挙権は、会員たる調整組合の組合員の員数に応じて、定款で定めるものとする。

(連合会の事業)

第二十四條 連合会は、左に掲げる事業を行うことができる。

- 1 会員たる調整組合が行うその組合員に対する指定業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限についての総合調整計画の設定及びその実施
- 2 前号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業

(準用)

第二十五條 第四條、第五條(第三号を除く)、第六條、第十條、第十一條(第一項第三号を除く)から第十四條まで、第十六條から第二十一條までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第二十一條第二項中「総組合員の半数以上」とあるのは、「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」と、「その三分の二」とあるのは、「その議決権の三分の二」と読み替えるものとする。

第二十六條 中小企業等協同組合法

第三條第二項(住所)、第八條(登記)、第十二條から第十四條まで、第十九條(組合員)、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで(設立)、第三十五條から第三十六條の三まで、第三十七條

第一項、第三十八條から第四十二條まで(役員)、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで(總會)、第六十二條から第六十六條まで、第六十八條、第六十九條(解散及び清算)、第八十三條(第二項第五号を除く)、第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十八條から第九十五條まで、第九十七條第一項及び第二項、第九十八條から第九十三條まで(登記)並びに第九十五條第二号から第六号の二まで、第八号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで(罰則)の規定は、調整組合及び連合会に、同法第十一條(議決権及び選挙権)の規定は、調整組合に準用する。この場合において、第

二十八條中「前條第一項の認証」とあるのは「特定中小企業の安定に関する臨時措置法第十條の認可」と、第六十二條第一項中「五事業の全部の譲渡」とあるのは「五散を命ずる裁判」とあるのは「五特定中小企業の安定に関する臨時措置法第十四條第一項の規定による解散の命令」と、第六十三條第一項中「合併し、又はその事業の全部を譲渡する」とあるのは「合併する」と、同條第二項中「合併又は事業の全部の譲渡」とあるのは「合併」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の拂込」とあるのは「特定中小企業の安定に関する臨時措置法第十條の認可」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「調整組合登記簿及び調整組合連合会登記簿」と、第九十三條第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の拂込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と、第九十七條第一項中「第三項」とあるのは「特定中小企業の安定に関する臨時措置法第十四條第二項」と読み替えるものとする。

(需給調整に関する勧告及び命令)
第二十七條 同一の業種に属する事業を営む者の大部分が一の連合会の総合調整計画又は一の調整組合の調整規程の適用を受けることとなつた場合において、当該連合会又は調整組合の申出があつたときは、通商産業大臣は、左の各号の一に掲げる事態が生じ、且つ、かような事態を放置しては当該業種に係る産業及びその関連産業の存立に及ぼす重大な悪影響を除去することができないと認めるときに限り、当該総合調整計画又は調整規程の内容を参しやくして当該業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限を定め、当該業種に属する事業を営む者のすべてに対し、これに従うべき旨の勧告をすることができ、

一 当該業種に属する事業者で当該総合調整計画又は調整規程の適用を受けないものの事業活動が当該業種に係る製品の需給調整を阻害しているとき、

二 当該連合会又は調整組合の自主的活動をもつてして当該業種に係る製品の需給調整の目的を達成することができないとき、

2 通商産業大臣は、前項の勧告をした後において、なお当該業種に係る製品の需給調整の目的が達成されていないと認めるときは、通商産業省令をもつて、当該業種に属する事業を営むすべての者の事業経営に関し、同項の勧告と同一の内容の制限をすることができ、

3 第一項の勧告は、個々の事業者に対する勧告に代えて、官報をもつて当該業種及び勧告の内容を公告して、これを行うことができる。

(公正取引委員会との協議)
第二十八條 通商産業大臣は、第十條、第十三條若しくは第十六條第

一項(第二十五條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の認可、第二十七條第一項の勧告又は第十七條第一項(第二十五條において準用する場合を含む。)若しくは第二十七條第二項の命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第二十九條 通商産業大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要限度において、指定業種に属する事業を営む者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは製品の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用除外)
第三十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の規定は、調整組合又は連合会が認可を受けた調整規程又は総合調整計画に基づいて行ふ行為その他調整組合又は連合会がこの法律の規定に基づいて行ふ事業については、適用しない。

(中小企業安定審議会)
第三十一條 この法律の規定により通商産業大臣が行う認可、命令及

び勧告その他この法律の施行に關する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、中小企業安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員三十人以内で組織する。

3 会長及び委員は、指定業種に属する事業を営む者、その製品に係る販売業者及び消費者、指定業種に關連する事業を営む者、金融機關の役員並びに学識経験者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 前各項に定めるものの外、審議会の事務をつかさどる機關並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（審議会の付議事項）

第三十二條 通商産業大臣は、第十條、第十三條若しくは第十六條第一項（第二十五條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認可、第二十七條第一項の勧告又は第十七條第一項（第二十五條において準用する場合を含む。）若しくは第二十七條第二項の命令をしようとするときは、審議会の議に付し、その意見を尊重してこれを行ふしなければならない。

（実施規定）

第三十三條 この法律に規定するものの外、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、通商産業省令で定める。

（罰則）

第三十四條 第二十七條第二項の規定による命令に違反した者は、二

年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十五條 第十六條第一項（第二十五條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十六條 第二十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入を拒み、若しくは検査を妨げた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十七條 第六條第二項（第二十五條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前四條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和二十九年三月三十一日まで、その効力を有する。但し、その時までになした行為に對する罰則の適用については、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

別表

- 一 絹織物又は人絹織物の製造業又は染色加工業で政令で定めるもの
- 二 絹織物又はステープルファイバー織物の製造業で政令で定めるもの
- 三 ひも、細幅織物又は編レースの製造業で政令で定めるもの
- 四 マツチ製造業
- 五 ゴム製品製造業で政令で定めるもの